

## 第5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### 【1】都市福利施設整備の必要性

#### (1) 現状

本市の主な公共公益施設は、官庁街通りを中心とした地区に集積しており、官公庁施設としては市役所、国・県の合同庁舎ほか各種出先機関が、社会教育施設としては公民館、図書館、市民文化センター等が、医療・社会福祉施設としては上十三保健所、市立中央病院、十和田市保健センターが、その他公益施設としては商工会議所、十和田おいらせ農業共同組合等が立地している。

平成 17 年度に実施した「中心市街地活性化診断助言調査」によるまちかどアンケートでも、中心市街地の印象として、生活利便施設の充実が多く挙げられている。

これら施設については、老朽化や今後の少子高齢化、情報化社会等への対応が課題になっているものも多く、近年では、市立中央病院や市民文化センター・視聴覚センターの改築・改修等が行われている。

一方、中心市街地には観光・交流拠点の必要性が指摘されてきたが、国の合同庁舎整備に伴う出先機関の転居などにより生じた空き地を活用し、より魅力的で美しい官庁街通りの景観の創出と未来へ向けた新しいまちづくりの一環として、通り沿いにアート作品を設置する野外芸術文化ゾーン整備が進められている。平成 20 年にはその中核施設である「十和田市現代美術館」が開館し、中心市街地に新たな魅力を生み出している。

今後は、来街者の増加と交流促進のため、野外芸術文化ゾーンの理念や賑わいを中心市街地全体に広げながら、交流機能、観光機能の強化を推進する必要がある。

#### (2) 都市福利施設整備のための事業の必要性

こうした現状を踏まえ、都市福利施設の機能強化に努めながら、市民や観光客等の来街者の増加を促すためには、くつろぎ広場や観光交流施設等の一層の整備推進が必要である。

このことから、以下の事業を基本計画に位置づける。

◎観光交流施設の整備：(仮称) 稲生プラザ・ウエスト整備事業

◎都市機能導入施設の整備：(仮称) 稲生プラザ・ウエスト整備事業、(仮称) 稲生プラザ・イースト整備事業、(仮称) 駒っこモール整備事業

#### (3) フォローアップの考え方

計画期間中の毎年度、進捗状況について検証を行い、計画の見直し及び改善措置を行う。

### 【2】具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： (仮称) 稲生プラザ・ウエスト整備事業 【6・7丁目A地区整備】</p> <p>○事業内容： 施設概要 ・地上2階 ・延床面積 約1,790㎡ 観光物産交流施設を設置する。</p> <p>○実施時期： 平成21～23年度</p>	<p>(株)稲本商店市</p>	<p>稲生町6丁目街区において、物販飲食等の商業機能とともに、観光情報の提供や物産振興などの交流機能、イベント広場をもつ複合型商業施設を一体的に整備する。</p> <p>また、現代美術館との関連を深めるため、現代アート作品を配置し、観光客等の誘導を図る。</p> <p>現代美術館の来館者等の観光客を中心商店街に誘導し、官庁街通りと商店街を結ぶ回遊の起点となる商業・交流の拠点であり、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 暮らし・にぎわい再生事業 ・都市機能街なか立地支援 ・附帯事業（関連空間整備）</p> <p>○実施時期： 平成21～23年度</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の活用を予定</p>
<p>○事業名： (仮称) 稲生プラザ・イースト整備事業 【6・7丁目B地区整備】</p> <p>○事業内容： 施設概要 ・地上6階 ・延床面積 約4,680㎡ ・1～2階商業施設 ・3～6階住宅施設(40戸) くつろぎ広場と市民ギャラリーを設置する。</p> <p>○実施時期： 平成23～24年度</p>	<p>まちづくり稲生(株)市</p>	<p>稲生町5・6丁目街区において、商業施設と共同住宅、くつろぎ広場や市民ギャラリーを併設した商業住宅複合施設整備を行う。</p> <p>商業施設には地域住民の生活を支え、利便をもたらす機能性及び日常性の高い商業機能を具えるとともに、優良な賃貸住宅の供給を行う。</p> <p>商業テナントの増加や街なか居住を促進するとともに、広場やギャラリーを併設することにより、市民及び観光客等の回遊性、快適性を高めることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 暮らし・にぎわい再生事業 ・都市機能街なか立地支援 ・賑わい空間施設整備 ・附帯事業（関連空間整備）</p> <p>○実施時期： 平成23～24年度</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の活用を検討</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： （仮称）駒っこモール整備事業</p> <p>【6・7丁目C地区整備】</p> <p>○事業内容： 地区概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区面積 約 10,000 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>ポケットパーク、医療モールを整備する。</p> <p>○実施時期 平成 23～24 年度</p>	<p>丸井重機建設(株)・SPC</p>	<p>稲生町6・7丁目街区において、街なかにおける商業コアとするため、多様な買い回り商品具备了物販・飲食・医療等の機能を持つ新たな商業集積地区を形成するとともに、地区内に来街者の憩い・安らぎの空間としてポケットパークの整備を行う。</p> <p>（仮称）稲生プラザ整備事業と合わせ、中心市街地のコアゾーンとして商業再生の起爆剤となるとともに、市民及び観光客等の回遊性、快適性を高めることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暮らし・にぎわい再生事業</li> <li>・都市機能街なか立地支援</li> <li>・賑わい空間施設整備</li> <li>・附帯事業（関連空間整備）</li> </ul> <p>○実施時期： 平成 23～24 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業  
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業  
該当なし